

火災共済サービス終了のお知らせ

平素は、電気通信共済会のサービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、電気通信共済会が提供する火災共済について、以下のとおり、サービスを終了させていただくこととしましたので、お知らせします。

《サービス終了に至った背景》

電気通信共済会が提供する火災共済は、1957年からサービスを提供してきましたが、この約60年間の間で、取り巻く環境が大きく変化してきました。

民間の火災保険サービスが質・量の面で充実してきたことに加え、住宅取得時の資金借入れとセットで金融機関指定の火災保険に加入することが一般的になっていること、また、法的制約等により地震による罹災を補償できないことから、お客様のニーズに十分に応えることができない状況の中、火災共済加入者数が大幅に減少してきております。

今後もこの傾向が続くことを想定し、火災共済はその役割を終えつつあると判断し、火災共済のサービスを終了させていただくこととしました。

《現在、火災共済に加入中の皆様へのお知らせ》

火災共済に加入されている方の契約内容は、2018年8月送付予定の「加入状況のご案内(2018年6月末日現在)」に記載のとおりですので、ご確認願います。

火災共済のサービス終了に伴い、他の火災保険への切り替えなどお手数をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、他の火災保険加入の検討として、代替制度の候補をご案内いたしますので、検討の一助としてください。

《サービス終了の内容》

(1) 新規加入の受付停止

- 2018年12月末までの新規加入の受付は行いますが、2019年1月1日以降の新規加入の受付は行いません。(新規加入の受付には、加入申込書の提出と掛金の振込みが必要です。)

(2) 契約更新の受付停止

- 契約満期年月が2019年7月末日までの契約更新の受付は行いますが、契約満期年月が2019年8月末日以降の契約更新の受付は行いません。(契約更新の受付には、契約更新申込書の提出と掛金の振込みが必要です。)

(3) 加入中の火災共済の途中解約時における未経過掛金への付利

- 火災共済以外の火災保険等へ加入するなどのために、「火災共済解約通知書」を提出し、現在加入中の火災共済を途中で解約する場合は、未経過掛金を返還いたします。
- なお、2018年7月1日から2019年7月31日の間に途中解約する場合は、特例措置として、未経過掛金に利息を付して返還いたします。

＜上記(1)～(3)のイメージ＞

| | 2018.7.1 | 2018.12.31 | 2019.7.31 | 取扱い内容 |
|------|----------|--------------------|-----------------|--|
| 新規加入 | | 2018.12.31まで加入可能 | 2019.1.1以降は加入不可 | 新規加入の受付には、加入申込書の提出と掛金の振込みが必要です。 |
| 契約更新 | | 2019.7.31まで、更新可能 | 更新不可 | 契約更新の受付には、契約更新申込書の提出と掛金の振込みが必要です。 |
| 途中解約 | 利息なし | 未経過掛金に利息付利 | 利息なし | 2018年7月1日から2019年7月31日の間に途中解約する場合は、特例措置として、未経過掛金に利息を付して返還いたします。 |
| 継続加入 | | 契約満期まで火災共済契約が継続します | | 契約満期まで継続してサービス提供を行います。 |

(4) 代替制度の候補のご案内

- ・ 火災共済のサービス終了に伴い、代替制度の候補として、以下のとおりご案内いたします。
- ・ なお、代替制度候補先への電話によるお問い合わせにおいては、つながりづらい場合がありますので予めご了承ください。

① NTTグループ団体扱火災保険制度

- ・ 引受保険会社：三井住友海上火災(きらら保険サービス)
- ・ NTTグループ団体扱火災保険制度のご契約に際しては、改めて対象物件に関する情報を提出していただく必要がございます。

<お問い合わせ先>

- ・ きらら保険サービス
Tel (0120)590-251(平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除きます))
ホームページURL: <http://www.ki-ra-ra.jp/>

② 火災共済・自然災害共済

- ・ 契約引受団体：電気通信産業労働者共済生活協同組合(電通共済生協)
- ・ 火災共済・自然災害共済のご契約に際しては、改めて対象物件に関する情報を提出していただく必要がございます。
- ・ 火災共済の加入にあたっては、生協組合員であることが条件となります。

<お問い合わせ先>

- ・ 電通共済生協
Tel (0120)211-114 (平日9:00~17:30(土・日・祝日・年末年始を除きます))
ホームページURL: <https://www.dentsu-kyosai.or.jp/>

(5) 住宅共済の住宅貸付者への火災共済加入義務の廃止

- ・ 住宅貸付を利用する場合には火災共済への加入する義務がありましたが、火災共済サービスの契約更新を停止することを踏まえ、住宅貸付における火災共済の加入義務については、2018年7月1日に廃止します。
- ・ 現在、住宅貸付を受けていることにより火災共済に加入している方で、火災共済の途中解約を希望される場合は、下記のお問い合わせ先まで、ご連絡願います。

《お問い合わせ先》

- ・ 現在契約している電気通信共済会の火災共済の途中解約や、契約期間の見直し等については、下記にお問い合わせください。

電気通信共済会 お客様センター
フリーダイヤル:0120-137294
受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除きます)